

平成30年第1回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成30年3月23日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員	1 番 東郷 克己	2 番 山崎 敦志
	3 番 長谷川崇朗	4 番 橋 俊明
	5 番 坂口 重良	6 番 岩井智恵子
	7 番 津村 俊二	8 番 矢野 隆行
	9 番 田中 陽介	10 番 稲垣 誠亮
	11 番 山本 剛	12 番 鈴木 市朗
	13 番 工藤 義明	14 番 野並 享子
	15 番 東郷 正明	16 番 北村五十鈴
	17 番 荒川 泰宏	18 番 立入三千男

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長	山仲 善彰	教 育 長	西村 健
政策調整部長	寺田 実好	教 育 部 長	竹中 宏
総 務 部 長	上田 裕昌	市 民 部 長	田中 理司
健康福祉部長	瀬川 俊英	健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	辻村 博子
都市建設部長	小山 日出夫	環境経済部長	遠藤 由隆
政策調整部次長	武内 了恵	総 務 部 次 長	三上 忠宏
広報秘書課長	北脇 康久	総 務 課 長	長尾 健治

出席した事務局職員の氏名

事 務 局 長	大藤 良昭	事 務 局 次 長	辻 義幸
書 記	吉川 加代子	書 記	佐敷 政紀

## 議事日程

諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 議第2号から議第13号まで及び議第22号から議第45号まで

(平成30年度野洲市一般会計予算 他35件)

各常任委員長の委員会審査結果報告、質疑、討論、採決

## 追加議事日程

第1 議第47号から議第51号まで

(平成29年度野洲市一般会計補正予算(第12号) 他4件)

提案理由説明、質疑、討論、採決

第2 意見書第1号から意見書第5号まで

(働き方改革関連法案の提出断念を求める意見書(案) 他4件)

提出者説明、質疑、討論、採決

開議 午後1時00分

## 議事の経過

(再開)

○議長(矢野隆行君) (午後1時00分) 皆さん、こんにちは。ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は18人全員であります。

次に、本日の議事日程は、既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本日説明員として出席通知のあった者の職、氏名は、3月8日と同様であり、配付を省略しましたので、ご了承願います。

(日程第1)

○議長(矢野隆行君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、第4番、橋俊明議員、第5番、坂口重良議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長(矢野隆行君) 日程第2、各委員長から委員会審査結果報告書が提出されており

ますので、議第 2 号から議第 13 号まで、及び議第 22 号から議第 45 号まで、並びに請願第 1 号及び請願第 2 号、平成 30 年度野洲市一般会計予算他 37 件を一括議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、文教福祉常任委員会委員長の報告を求めます。

第 16 番、北村五十鈴議員。

○ 16 番（北村五十鈴君） 第 16 番、北村五十鈴です。

去る 3 月 6 日の本会議におきまして、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、3 月 12 日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査しました結果について報告いたします。

まず、議第 23 号野洲市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を議題として詳細な説明を受け、慎重に審査いたしました。特に質疑はありませんでした。

議第 23 号は採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 24 号野洲市看護学生修学資金貸付条例を議題として詳細な説明を受け、慎重に審査いたしました。委員から、「貸付金に関して、借りようとする者は、野洲市民病院に勤めることで貸付金の返済免除を受けることができると思うが、採用規定が一般のものと同じ審査で採用していくと、それによって万が一落ちてしまったとき等のトラブルは想定されているのか」との質疑に対し、「あくまでも貸し付けは貸し付け、採用は採用、別物であり、修学奨励資金の対象者であることが市民病院事業の採用の優先条件には該当しないという考えである」との答弁がありました。

議第 24 号については、採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 27 号野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題として詳細な説明を受け、慎重に審査いたしました。委員から、「今回の改正で国民健康保険税が全体的には少し下がるが、上がる人はどれだけおられるのか」との質疑に対し、「一般的に上がる方については、どちらかといえば高額所得層で、現在の限度額を少し上回る層になる」との答弁がありました。

議第 27 号は採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 29 号野洲市国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例を議題として詳細な説明を受け、慎重に審査いたしました。委員から、「従来の改正前の条文で

は、何か運用に支障が出るのか」との質疑に対し、「県全体の医療費の動向により県への納付金の額が上下するため、間接的には医療費の影響で財源不足が生じる点では変わりはないが、加えて、今回は原則として保険料を3年間据え置き、市の安定的な国保運営の確保を図る観点から、維持ある国保制度の保持という、そういった観点を入れた」との答弁がありました。

議第29号は採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第30号野洲市総合体育館条例の一部を改正する条例を議題として詳細な説明を受け、慎重に審査いたしました。特段の質疑はありませんでした。

議第30号は採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第31号野洲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題として詳細な説明を受け、慎重に審査いたしました。特に質疑はありませんでした。

議第31号は採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第32号野洲市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題として詳細な説明を受け、慎重に審査いたしました。委員から、「今回の改正によって市民にはどんな重要な影響が出るのか」との質疑に対し、「施設利用者の多くは年金受給者であり、保険給付上の収支バランスの面で、施設が多くあるところの広域連合の負担が大きくなるので、その是正が図れる」との答弁がありました。

議第32号は採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第33号野洲市国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題として詳細な説明を受け、慎重に審査いたしました。特に質疑はありませんでした。

議第33号は採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第34号野洲市介護保険条例の一部を改正する条例を議題として詳細な説明を受け、慎重に審査いたしました。委員から、「特老の対象者が前回の2割負担になったとき施設からの退所が5%あったが、今回の引き上げによって他に影響は出ないのか」との質疑に対し、「持続可能性の制度のその趣旨からすると、一定の所得のある方については負担を3割でご協力、ご理解いただきたい。退所想定が何割かは把握できない」との答弁がありました。

議第34号は採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第35号野洲市指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支

援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題として詳細な説明を受け、慎重に審査いたしました。委員から、「第4条第4項で障がい者にとってはどういう影響が考えられるのか」との質疑に対し、「今まで障がい者の相談支援専門員と介護保険のケアマネジャーとの連携促進を条文上明記しているものはなかったので、今回条例で明文化するものである」との答弁がありました。

議第35号は採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第36号野洲市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び野洲市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を議題として詳細な説明を受け、慎重に審査いたしました。特に質疑はありませんでした。

議第36号は採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第41号野洲市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題として詳細な説明を受け、慎重に審査いたしました。特に質疑はありませんでした。

議第41号は採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第42号野洲市体育センター条例を廃止する条例を議題として詳細な説明を受け、慎重に審査いたしました。委員から、「廃止するとは体育館をなくすということだと思いが、現在利用数、今後の対応は」との質疑に対し、「主に団体での利用が多く、月1回以上の使用は32団体、今後は総合体育館の大アリーナ、小アリーナをご利用いただきたい」との答弁がありました。

議第42号は採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第45号野洲市ほほえみやす21健康プラン（第2次）の策定を議題とし、詳細な説明を受け、慎重に審査いたしました。委員から、「この計画は10年間の計画であるとともに全世代を対象にする非常に幅の広い計画である。その特徴からどの辺を重点に考えているのか」との質疑に対し、「健康づくりのこの計画において、生活習慣病と重症化予防を推進していくためにこの計画を立てている」との答弁がありました。

議第45号は採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（矢野隆行君） これより、文教福祉常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(矢野隆行君) 質疑がないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、総務常任委員会委員長の報告を求めます。

第14番、野並享子議員。

○14番(野並享子君) 第14番、野並享子です。

去る3月6日の本会議におきまして、総務常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、3月13日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査しました結果について報告いたします。

まず、議第22号野洲市附属機関設置条例について審査いたしました。委員から、「25ページに執行機関に置く附属機関の名称の中に空き家等対策協議会の名称が載っているが、36ページに執行機関に置く附属機関の名称中に入っていないのはなぜか」との質疑に対し、「25ページでの別表第1と別表第2の差について、今回の当該条例において根拠付けるのが別表1で、別表2はそれ以外の条例または上位法によって根拠付けを行う。条例を設置していない市町村も当然あるが、当市では設置しているので、別表第1で根拠付けをした」との答弁がありました。

続いて、議第25号野洲市情報公開条例及び野洲市個人情報保護条例の一部を改正する条例について審査いたしました。委員から、「上位法または関係する法律の改正に伴って野洲市の個人情報公開条例、そして、個人情報保護条例の改正をしようとするということか」との質疑に対して、「そのとおり」との答弁がありました。

続いて、議第26号野洲市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について審査いたしました。委員から、「100分の17から100分の20と変更することによって、影響額上、財政的な影響額の見込みは」との質疑に対し、「部長級の管理職手当を7万5,200円から8万4,400円、月額で9,200円の増、次長級を6万6,000円から7万2,400円で6,000円の増で、影響額は年間で229万円である」との答弁がありました。

また、委員から、「県下の水準はどのくらいか」との質疑に対し、「県内の平均が21.1%で、本市はこれらを踏まえて20%に改正をさせていただきたい。ちなみに、県内が一番率の大きいところは100分の25、これは4市、次が24%が1市、その次が20%が3市ということで、20%を切っているのが本市を含め3市」との答弁がありました。

続いて、議第43号野洲市市民活動支援センター条例を廃止する条例について審査いたしました。委員から、「市民活動支援センターを廃止することによって生じるメリット、それからデメリットについては」との質疑に対して、「北部合同庁舎の方に法律相談の支援相談員等を配置され、地域支援の市民活動団体と連携することにより、地域の課題解決に向けた取り組みを市民活動団体と連携・調整するというような観点でメリットがある。デメリットについては、今まで市民活動支援センターというような名称で管理しておいた関係を図書館の方で管理していただくにあたって、広報・周知を重々に努めていきたい。今年度の下半期、10月からですので、やすまる広場のイベント等でも周知をしていきたい」との答弁がありました。

また、委員より、「利用の制限から利用の許可という形で図書館の図書館条例に変えるということだが、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならないとある。申請に行つて、その場ですぐ許可を出せないということなのか」との質疑に対し、「減免要綱等について教育委員会と今調整を図っている。通常は登録団体については即座に発行している。ただ、民間の事業所、営業行為をやっておられるような事業所については、現行どおりの利用はご辞退というような形になる」との答弁がありました。委員より、「料金も営利でなく市民のためになって市民活動と認められるならば、利用できるようにすればと思うが」との質疑に対し、「市内の企業で社会貢献活動に通じるような内容であれば、調整をしていきたい。教育委員会とそのあたりについても再度調整するよう考えている」との答弁がありました。

また、委員より、「この市民活動支援センターにコーディネーターは何人おられるのか。今後の人員配置は」との質疑に対し、「現員は現在4名、支援員として位置付けているのはそのうち1名である」との答弁がありました。委員から、「4月から9月までは1人おられるということを知っているが、10月以降も1人はおられるのか」との質疑に対し、「10月以降も当然従来の図書館業務に加えて貸館業務とか残るので、当然それを見越した人員配置をすることになっている」との答弁がありました。

また、委員より、「10月以降は貸館業務になるが、市民活動業務はどうなるのか」との質疑に対し、「市民活動支援センターの機能は北部合同庁舎の市民サービスセンターの中に機能を置く」との答弁がありました。委員より、「市民活動支援センターは、土、日が休み、休館になるということか」との質疑に対し、「休館になっても、メール、ファックス等でいろんな問い合わせが多々来たりもしている。対応できなければ再度検討する」との答弁が

ありました。委員から、「市民活動をされている方に意見を聞いたのか」との質疑に対し、「機能移転等について市民活動団体へのヒアリング的なものは具体的にはやっていない。6月に市民活動支援センターで第10回やすまる広場を迎えるので、新たな事務所移転等を踏まえてPRと市民活動団体との交流をその場で調整していきたい」との答弁がありました。

委員間討論を行いました。委員から、「条例をここで通さないということもあり得るのか」「6月のやすまる広場で市民や団体の意見も聞きますと言うが、条例を可決したら、聞いてとめられるのか」「機能は絶対落とさない」と答弁された。だから、それに基づいて私は賛成する」「市民の声を聞かず、行政だけで決めるのはだめ」など、委員間討議を繰り返しました。

以上の4議案を議題とし慎重に審査しました結果、議第22号、議第25号、議第26号、議第43号については裁決の結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（矢野隆行君） これより、総務常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。  
ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（矢野隆行君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、環境経済建設常任委員会委員長の報告を求めます。

第17番、荒川泰宏議員。

○17番（荒川泰宏君） 第17番、荒川泰宏です。

去る3月6日の本会議におきまして、環境経済建設常任委員会に付託を受けました請願及び議案等を審査するため、3月14日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について報告いたします。

まず、請願第1号農業者戸別所得補償制度の復活を求める請願について、請願者より詳細な説明を受け、質疑を行いました。委員から、「1万5,000円も補償があったのが2014年、半額に下がって、今年からそれも廃止されるということになって、若い後継者の方の実際の気持ちというのはどうか」との質疑に対し、「請願者から、事業用の米がこれから重要になってくるが、外国から米が入ってきたら、もうそれも要らなくなるということで、若者の先行きは非常に心配である」との答弁がありました。

この答弁に対して、委員より、「後継者の方たちのことも大変だが、現実、農家の方たちが1万5,000円から7,500円に半減され、さらに、それがなくなるということになれば、生活実態も大きく変わってくる要素がここに含まれているのか」との質疑に対して、請願者から、「所得補償があつてこそ農業機械の更新ができたが、これがなくなったら大きな農家ほど大打撃じゃないかなというふうに思う」との答弁がありました。

次に、委員より、「補償制度が廃止になった、だからもう農家はやっていけないのかという考えではなくて、大きな改革をしないといけないと思うが、ここらの考えは」との質疑に対し、請願者から、「日本農業は農業だけと違って景観も必要で、農業をやめてほっておいたら耕作放棄地になるところが出てくる。そういうことをなくすためにはやっぱり必要だ」との答弁がありました。

委員間討議では、「1万5,000円、7,500円になったのが廃止される背景には、国が新規就農者に150万円の交付金を3年間交付して新規就農者が出てくるというものもあるのではないか」「農家を救うという意味では、もっと抜本的なところで考えなければ、ここの補填のことだけを言っているのでは、1年、2年、3年延びたところで同じことを言っているのではないか」「もっと活発なこれからの議論というのも大事で、制度とかも大事だと思うので、ここだけに固執されるのはどうかと思う」「小さい農家を守るためにも今までの政策を確保していかなければ、必ず小さい農家は潰されていくというふうに考える」「滋賀県が集落営農の発祥の地で、それが他府県にまで進行していくような状況で、一概に小さい農家を潰すということには至らないと思う」との意見が出されました。

以上、質疑応答を繰り返し慎重に審査いたしました結果、賛成少数により不採択すべきものと決しました。

次に、請願第2号主要農作物種子法に代わる公共品種を守る新しい法律をつくる事を求める請願について、請願者より詳細な説明を受け、質疑を行いました。委員から、「農家のためだけでなく、多国籍企業と種子を生産していこうという企業のために種子法が廃止されようとしているというふうに受け取ってしまうが、こういう解釈でよいのか」との質疑に対して、請願者から、「そのように思う。種子を金もうけの道具に使うとか、そういうものであってはならない。その国その国の風土、気候に合った種子でこそ、初めてその国の生活、食が安心して求められるというふうに思う」との答弁がありました。

委員間討議では、「種子法は、日本の私らの食べる、口にするものにとって非常に重要であり、種子法が廃止されることによって各企業が利益優先で参入してくる危険性がある」

との意見が出されました。

以上、質疑応答を繰り返し慎重に審査をいたしました結果、賛成少数により不採択すべきものと決しました。

次に、議第28号野洲市手数料条例の一部を改正する条例について、関係課より詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し慎重に審査しました結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第37号野洲市生活環境を守り育てる条例の一部を改正する条例について、関係課より詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し慎重に審査しました結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第38号野洲市都市公園条例の一部を改正する条例について、関係課より詳細な説明を受け、質疑を行いました。質疑はなく、全員賛成により可決すべきものと決しました。

次に、議第39号野洲市営住宅条例の一部を改正する条例について、関係課より詳細な説明を受け、質疑を行いました。委員から、「17条、18条を改正することによって、認知症の入居者の方はどのような手続をするのか」との質疑に対して、担当課から、「認知症患者で収入申告がされない方が出てきた場合は、既に地域包括センターと連携しており、住宅課の方で収入状況を把握して家賃を設定することができるので、特に認知症患者の方、所帯が申請なり手続をすることは、今のところはない」との答弁がありました。

委員から、関連して、「途中で認知症になられた方も対応できるのか」との質疑に対し、担当課から、「毎年収入申告を行っているが、収入申告をされていない所帯は現在1所帯もない。連帯保証人であったり同居していない親戚であったり、誰かが収入申告をされているという状況である。これもかなわない場合の手段として、上位法に基づき手段を設けておくということは今後の得策と考えることから、今回改正しようとするものである」との答弁がありました。

以上、質疑応答を繰り返し慎重に審査いたしました結果、全員賛成により可決すべきものと決しました。

次に、議第40号野洲市農業集落排水処理施設条例及び野洲市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、関係課より詳細な説明を受け、質疑を行いました。特段質疑もなく、全員賛成により採択すべきものと決しました。

次に、議第44号市道路線の認定及び廃止について、関係課より詳細な説明を受け、質

疑を行いました。特段の質疑もなく、全員賛成により採択すべきものと決しました。

以上、環境経済建設常任委員会に付託を受けました請願及び議案の審査結果報告といたします。

○議長（矢野隆行君） これより、環境経済建設常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（矢野隆行君） 質疑がないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、予算常任委員会委員長の報告を求めます。

第14番、野並享子議員。

○14番（野並享子君） 第14番、野並享子です。

去る3月6日の本会議におきまして、予算常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、3月12日、13日、14日に各分科会を、また、20日に委員会を招集し、説明員の出席を求め、慎重に審査しました結果についてご報告申し上げます。

議第2号平成30年度野洲市一般会計予算、議第3号平成30年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算、議第4号平成30年度野洲市後期高齢者医療特別会計予算、議第5号平成30年度野洲市介護保険事業特別会計予算、議第6号平成30年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計予算、議第7号平成30年度野洲市墓地公園事業特別会計予算、議第8号平成30年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計予算、議第9号平成30年度野洲市工業団地等整備事業特別会計予算、議第10号平成30年度野洲市土地取得特別会計予算、議第11号平成30年度野洲市水道事業会計予算、議第12号平成30年度野洲市下水道事業会計予算、議第13号平成30年度野洲市病院事業会計予算、以上12議案を議題として、3月20日の予算常任委員会では、各分科会に分担しました平成30年度予算案が詳細な説明を受けた後、質疑応答を繰り返し、慎重な審査が行われたことを各分科会の会長、副会長より報告を受けました。

総務分科会副会長報告について、委員より質疑がありました。放置自転車等対策費の放置自転車の現状と売却数等の質疑に対し、「平成29年度2月時点で警告22台、撤去22台、返却ゼロ、売却は昨年度はなく、今年度73台、廃棄はなかった。利用しているものもある」という答弁の報告の報告に対し、委員から、「利用しているものの内容は何か」と

の質疑に対し、「総務課で公用自転車として利用しているものが一部ある」との説明がありました。

また、コミュニティーバス運行費で、近江バスダイヤ改定への対応の質疑の報告について、「基幹産業であるバスの地元利用を促進し、市が支援していく方向で考えたい」という答弁の報告に対して、委員から、「何か具体的な案が出されたのか」という質疑に対し、「具体的なということに関しては、まだ出ていないと認識している」との答弁がありました。

他の分科会での質疑はありましたが、主な報告の内容は、文教福祉分科会会長報告では、議第2号、第3款民生費において、「障がい者自立支援事業で予算が1億2,200万円ふえているが、対象者がふえているのか、その中身のメニューがふえているのか、単価が増しているのか」との質疑に対し、「障がい者福祉サービスにつきましては平成30年4月から新しいメニューがふえてくるが、現在大きく伸びを示しているのは障がい児福祉サービスの放課後デイサービスが3年前よりも利用が3倍ほどになっている。また、相談件数もふえており、福祉的就労とされている作業所の方の利用や生活介護・就労継続支援というサービスの利用者も年々ふえている」との答弁の報告を受けました。

また、第10款教育費では、「中主小学校と野洲北中学校の大規模改修及び増築実施設計委託の内容は」との質疑に対し、「中主小学校の休館校舎、新館校舎及び体育館は大規模改修で、また、野洲北中の校舎、体育館も全て大規模改修である。また、中主小学校、野洲北中両方とも将来的に教室が不足すると見込まれており、それぞれ増築を考えている」との答弁の報告を受けました。

次に、環境経済建設分科会会長報告では、議第7号について、「納骨堂の建設予定地、収容予定数、建設予算、完成予定時期は」との質疑に対し、「場所は納骨堂の検討会議の中で決定していく。収容予定数は約300、建設予算については平成30年度予算に計上した1,890万円に設計費並びに建設費を含んでおり、設計施工一体型での発注を予定している。供用開始は平成31年度を目途に事業を進める」との答弁があり、「建設費を含んでの1,890万円で納骨堂が建設できるのか。どのようなイメージか」との質疑に対して、「本市の納骨堂は3メートル四方程度の建物で、高さが2メートルぐらい、あずまやに壁を付けたようなイメージで、地下にカロートを設けてそちらにお骨を埋葬させていただく予定である」との答弁の報告を受けました。

次に、予算常任委員会に付託を受けた関係予算について、委員間の討議はありませんでした。

採決について、議第3号、議第4号、議第6号から議第12号までの9議案については、採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。また、議第2号及び議第5号並びに議第13号については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、予算常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（矢野隆行君） これより、予算常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。  
ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（矢野隆行君） 質疑がないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第2号から議第13号まで及び議第22号から議第45号まで並びに請願第1号及び請願第2号、平成30年度野洲市一般会計予算他37件について、討論を行います。

討論通告書が提出されていますので、これを許します。

まず、第2号につきまして、第10番、稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） 議第2号平成30年度野洲市一般会計予算について、まず、討論に先立ち、悪条件の中、野洲市民の医療を支えている御上会野洲病院の職員の皆様に心から敬意を表すものであります。

現在計画されている運営組織上として、独立行政法人については、私が前期4年において長年にわたり主張してきた立場であり、市が当初の地方公営企業全部適用、公務員型から非公務員型へ方針転換したことは評価するものであります。ただ、現在の事業計画に際してどうしても慎重にならざるを得ない点があり、反対討論を行います。

事業の収支計画にはシビアな予測が必要で、誰が見ても納得できるシミュレーションが必要で、最も重要なことは市民のリスク同意であると考えます。医療をめぐる情勢が流動的な部分があるから説明できないとするのではなく、現時点で想定されることを徹底して究明することが必要です。結論として、リスク周知については十分ではなく、いま一度改善をお願いするものであります。

市と議員はチェック・アンド・バランスを保つ関係性で、意見が相反することはそれほど憂慮すべきことではなく、むしろ逆に緊張感を生みます。私は多方面から詳細に指摘しますが、これは結果として予算執行の完成度の向上につながることもあるかと思えます。

事業の性質上、開院後に収支を軌道修正することは実行困難であることから、本件推進にあたっては、考えられるリスクをしっかりと拾い上げ、慎重な意見を持つ市民の不安が解消されるようお願いし、現時点における計画動向には反対させていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（矢野隆行君） 次に、第9番、田中陽介議員。

○9番（田中陽介君） 第9番、田中陽介です。

議第2号平成30年度野洲市一般会計予算原案に対して賛成の討論を行います。

皆さん、議決とは何でしょうか。議決とは集団の意思決定のこととあります。この議会として意思決定した議決をどう捉えるのか。地方議員の役割とはいったい何なのか。そうしたことを私は議員になってからこの半年考え続けておりました。

市民病院への賛否は予算の賛否に大きな影響を与えてきました。前回29年度の12月の本会議において、私は持論とお話しした多くの市民の皆さんとの意見を合わせて野洲市民病院の今に至る経緯など反対である旨を表明し、修正案を提出し、討論を行いました。結果、他の議員を動かすには至らず、修正案は却下され、原案が可決されました。

もちろん今も根本的にこの市民病院計画への経緯、立地、駅前の開発など、原案とは違う意見を私が持っている点は変わっておりません。しかし、12月定例会において、基本設計から実施設計に入ること、そのための予算が議決されました。この議決というのは議会という野洲市における最高の意思決定機関の決定であります。この議決というものを軽んじては、議会そのもの、ひいては議員の存在そのものを軽んじることになるのではないかと私は考えております。

また、私は現在の野洲市議会のあり方を危惧しております。国会とは違い、地方議会においては、与党、野党といった関係は成立しません。執行機関である市長とチェック機関である議会という制度の中で、病院賛成派、病院反対派などというレッテルが張られて、市民からもその部分がクローズアップされる、そのようなことが野洲のまちづくりにおきまして非常に不健全なものだと感じております。

病院の案件にかかわらず、あくまで議案の審議をするべきで、議決に沿って予算が提出されるその内容の賛否を議会で討論し、議論し、対立があれば議会内でもしっかりと議論して、歩み寄れる合意点があれば共に修正案をつくって議決する、こうしたことができこそ、市民を代表する議会としての意思決定ができると思っております。今まで関連議案に賛成してきたから、反対してきたからではなく、今回の内容がどうなのか、そこに市民の

思い、市民への説明、法的・制度的な問題、そうしたものを審議して考えることが必要です。

よって、今回の一般会計予算案は、前回の議決に沿った実施設計の予算案ということで、これは適正なプロセスと判断します。また、これは委員会で継続審議とした案件以外は同様であります。もちろんこれからの実施設計の中で、言っておられる反対の意見を持つ市民の不安をどこまで解消していけるのか、厳しくチェックするとともに、よりよい野洲になるよう行動して、その都度賛否を判断するべきです。

これからの全ての議案におきまして、選挙を意識したような立場による賛否ではなくて、議会として活発な討議、議論を経ての意思決定が機能するように、市民への説明責任を果たすとともに、是々非々での対応を期待し、一般会計予算への賛成討論といたします。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 次に、第14番、野並享子議員。

○14番（野並享子君） 第14番、野並享子です。

議第2号平成30年度野洲市一般会計予算についての賛成討論を行います。

大企業の内部留保はこの5年間で80兆円も上積みされ、400兆円を超えました。また、株主への配当金も1.7倍以上となり、役員報酬も10%以上の増加です。

その一方で、厚生労働省の調査で貯金がない世帯が15%あり、勤労者の平均実質賃金は年収ベースで16万円低下しています。中小零細企業や国民の暮らしはますます大変です。さらに、安倍内閣は、社会保障費の自然増の削減は6年間で1兆5,900億円になり、毎年自然増の削減を続けており、これはサービスの低下と国民負担の増大につながっています。このような国の動向に地方自治体は大きく影響を受けています。

野洲市においては、就学援助を必要とする方は対象児童の1割近くおられます。また、生活保護の方も市内全世帯の0.9%、国保滞納者も加入者の1割の方であります。このような実態は自己責任で対応できる問題でなく、市としての対応が必要であります。一番市民の状況を把握している地方自治体から国に対して意見を上げていくべきと考えます。

また、合併後13年経過し、交付税の一本算定で、今年は5割でしたが、30年度は7割減額になり、31年度はゼロになり、3億円の予算削減となることが明らかになっていきます。扶助費や人件費の義務的経費は前年より2.5ポイントふえ、52.1%となっています。また、国保や介護や後期高齢者保険など、ルール分の他会計への繰り出しも10億円以上となっており、国からの交付税が減る中で、市の負担はふえています。

このような財政運営の中で、平成30年度予算は市民病院の建設のための予算を計上されています。市民病院建設については、7年間に及ぶ検討が行われ、昨年は住民投票も行われ、50%に満たなかったとはいえ、2万人余りの市民が投票に行かれたということは、大きな関心事であり、病院への期待のあらわれでもあると思います。引き続き建設に向け進めていただきたいと思います。

また、三上こども園の新築、嘱託保育士の給与の引き上げ、篠原学童保育所の増設、学童の土曜保育の実施など、充実をされています。また、全国的に評価されている生活困窮者支援事業など、各課が横に連携し、市民生活をサポートする体制などを進められており、これらの点では大いに評価をいたします。

しかし、30年度の事業計画で指摘しなければならないのが、市民の声を聞く体制、姿勢であります。図書館のところにある市民活動支援センターの条例廃止を行い、4月から北部合同庁舎の市民サービスセンターに移転し、さらに充実すると説明されていますが、市民活動の拠点を市民サービスセンターに移すということは、市民から求められたのではなく、行政主導で行われたことであります。6月に行われるやすまる広場で各種団体に周知徹底すると答弁されました。

しかし、3月末に市民活動支援センターの条例を廃止し、それから市民に周知するというのは、この条例の基本となる野洲市まちづくり基本条例の趣旨を理解されていないのではないのでしょうか。まちづくり基本条例の第21条では、市は、重要な施策を決定するときは、市民から意見を募集します。2項で、市民の意見を考慮して、意思の決定を行うとともに、その意見に対する考え方を公表しますとあります。今回、場所、拠点を移動するという重大な変更に対して市民団体から意見を聞いていないということでありました。決めてから周知するということは本末転倒です。

また、北部合同庁舎の市民サービスセンターで行われていた住民票など届け出の業務を本庁で行い、市民サービスセンターでは発行業務しか行わないという問題も、3月の広報で、4月からの業務は証明書の発行業務のみ、住所や戸籍、保険の移動は3月31日をもって終了しますと知らされました。これらの変更は市民生活に大きな影響を及ぼします。このような問題は市民との信頼関係を崩すことになります。

これから市民病院の建設に向け、さまざまな課題があると思いますが、基本に流れるのはまちづくり基本条例ではないのでしょうか。改善されることを求め、平成30年度野洲市一般会計予算に対する賛成討論といたします。

○議長（矢野隆行君） 次に、議第3号及び議第27号について、続けてお願いします。

第15番、東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 第15番、東郷正明です。

議第3号平成30年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算と議第27号野洲市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、賛成討論をします。

国民健康保険税は県下の中でも高い水準にあり、払いたくても払えない高い保険料は、市民の大きな負担となっています。最近でこそ新たな資格証明の発行はしておりませんが、資格証明書を保持している人もいる現状で、病気になっても、病院に行きたくても行けない状況が生まれます。社会保障制度が崩されていく中で暮らしがますます大変、負担軽減のために国保税の引き下げを求めてきましたが、過去に法定外繰り入れも廃止されたことは、国民健康保険が国民皆保険制度や社会保障制度という趣旨に反している。

野洲市は全国に先駆け生活困窮者施策を行っているが、その一方で、県下の中でも高い国保税は生活困窮者を生み出してしまいかねず、法定外繰り入れを行い、生活者の視点に立った施策が求められます。国民健康保険事業財政基金の残高も2億7,800万円あり、引き下げを何度も求めてきましたが、基金は取り崩しのため必要として引き下げは行われませんでした。

今回、国保の運営が広域化され、都道府県の運営になりますが、これまで取り崩しが必要と言われ基金をため込んでこられた。基金がふえてきた状況からすれば、市民からすると、保険税の取り過ぎとも捉えかねず、社会保障制度であるからには、基金も活用し引き下げを行うべきであった。運営本体が県に移行し、国の介入が大きくなり、都道府県ごとの保険料率の一本化で地方自治の形骸化が進むことが懸念されます。今回こそ全体的に見れば国保税は下がりますが、それでも低所得の人の国保税は負担増となることは事実であります。

広域化による事務の簡素化もあるが、マイナンバーを使いIT情報産業への参入で、年金機構では、中国の企業にデータ入力を委託したことにより、入力ミスによる年金給付の遅れや情報の流出が発生しています。これは年金機構だけの問題ではなく、国保においても同じことが起こらないよう徹底した管理が求められることから、マイナンバー制度の危険性を指摘しておきます。

国民健康保険制度が社会保障制度である以上、被保険者の負担軽減を図られていくことが行政としての役割を果たすことであることを指摘し、国保費保険者の負担軽減をしてい

くよう、国、県に求められることを強く要望します。広域化によって、これまで各市町村が努力してきた独自の政策が損なわれないよう、国、県に強く求めていただきたいと思います。

以上、議第3号平成30年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算、議第27号野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、指摘した上での賛成討論といたします。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 次に、第5号及び議第34号について、続けて、第14番、野並享子議員。

○14番（野並享子君） 第14番、野並享子です。

議第5号平成30年野洲市介護保険事業特別会計予算並びに議第34号野洲市介護保険条例の一部を改正する条例について、反対討論を行います。

本議案は、第7期の介護保険事業の改定に伴う内容であります。第7期の保険料が基準額で5,520円上がり、年間7万1,760円となります。そのため、保険料が6,270万円の増額となり、9億7,532万円となっています。保険料の引き上げを抑えるため、基金からの繰入が8,383万円ふえて1億1,278万円となっています。基金を取り崩しながら6,559万円は基金積み立てに支出をしており、増額の保険料の多くは基金積み立てという状況でもあります。

介護サービスを受ける人もふえる関係で、介護サービス給付費では1億4,787万円ふえ35億3,100万円となっており、総額が42億2,300万円です。半分が国、そして、県、市であり、半分が1号被保険者と2号被保険者が分担するということになっています。サービスを受ける人がふえれば介護保険料が引き上がる仕組みであり、18年前と比べ2.3倍の保険料になりました。

今後も際限知らずに保険料は引き上げられ、年金天引きであります。年金が18万円以下の方は普通徴収であり、納付書による支払いです。質疑でも明らかになったように、保険料の滞納者で一番多いのが第一段階の方で、全体の26.4%です。第一、第二、第三、第四段階の方で滞納者は68人であり、全体の56.2%であります。このような実態があり、払える保険料にすべきです。介護保険制度について野洲市で変えることはできませんが、第一段階や第二段階、第三段階、第四段階の保険料率を変えることはできます。検討すべきであります。

今回、国の改定で、今年8月から年金340万円以上の方の負担率が2割から3割に引き上げられます。前回1割負担が2割負担の倍に引き上げられたとき、特老からの退所が5%ありました。今回3割負担になれば、そのような方が出る心配があります。たくさん年金をもらっていると言われても、夫の年金で妻は生活している方もおられます。生活できない状況になれば、施設を出なければならぬというのが現実です。今現在でもサービスを限度額使うのではなく、サービスの合計額を聞いてサービスを決めるというのが現実であります。保険料が上がった分だけ、また、年金が下がった分だけサービスを減らすという状況であり、ここに消費税が10%になれば、さらに2%減らすということになります。

誰もが介護してもらうことを望んでいません。自分の足で歩き、自分のことは自分でしたいと思っていますが、図らずも介護が必要になったとき、肩身の狭い思いをさせてはならないと思います。介護の社会化ということで導入されて18年、介護保険料を払っても利用できないなら、国家的詐欺と言われてます。抜本的な改革が必要です。半分を被保険者という仕組みを変えるべきです。

野洲市として国に声を大きく上げていただくことを求め、今回の平成30年度野洲市介護保険事業特別会計予算と野洲市介護保険条例の一部を改正する条例に反対をし、討論いたします。

○議長（矢野隆行君） 次に、議第43号について、第13番、工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） 第13番、工藤義明です。

議第43号野洲市市民活動支援センター条例を廃止する条例に対しまして、反対の立場で発言いたします。

この条例廃止は、利用・活動されている200団体を超える皆さんからの要望で出てきたものでなく、逆に利用されている方たちの諸活動に不安を与え、市民活動の促進を図る野洲市としては、後退したものと受け取れる施策です。

本来、このような大きな条例変更前には、市は市民の意見を十分聞いてきたはず。なぜこの条例廃止案では市民の声を聞かなかったのか。条例を通してからの周知徹底を図るのは本末転倒ではないでしょうか。

現在のセンター職員は4名おられ、条例施行の9月末までは1名が残ってこれまでどおり対応されると回答されていますが、10月以降は、今後、調整・検討とあり、利便性に不安を残す内容です。機能の中心が北部合同庁舎の市民サービスセンターに置かれ、活動

支援センターは手薄状態となるのが見えてきます。活動支援センターでのサービスがこれまでどおり維持・担保される保障が100%されていません。また、機能が北部合同庁舎に移れば、土・日曜日が閉庁では、平日勤務者の市民が不便となるのではないのでしょうか。

施行まで6カ月間の猶予があり、この間に市の広報部を中心に周知活動を実施されとありますが、それならば、今回の提案を中止し、市民団体の声をよく聞き、今後さらに市民活動が元気に明るく活発に発展するため、11月の定例議会で改めて提出するべきです。

以上を発言しまして、この条例への反対討論として終わります。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 暫時休憩いたします。

（午後2時07分 休憩）

（午後2時08分 再開）

○議長（矢野隆行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

請願第1号及び請願第2号について、続けて、第15番、東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 第15番、東郷正明です。

請願第1号農業者戸別所得補償制度の復活を求める請願に賛成する立場から討論を行います。

農業者特別所得補償は、米価が恒常的に生産費を下回ることから、生産数量目標に従って米を生産する農業者に対して標準的な生産費と販売価格の差額を補填する制度です。平成25年度米では10アール当たり1万5,000円が交付され、生産を下支えてきました。平成26年度からは農業所得安定対策に変わり、米10アール当たりの交付金が7,500円の半額となり、30年産米から廃止されるとしているもとの、国民の食料と地域経済、環境と国土を守るため、生産費を補う農業者所得補償制度の復活について、国に対して意見書の提出を求めています。

生産者米価は生産に必要なコストを大きく下回っており、米をつくれればつくるほど赤字になって、これでは米づくりは続けられないと農家からは悲鳴の声が上がっています。政府は農業の規模を拡大してコストを下げればよいとも簡単に言いますが、生産者米価が低過ぎるために、規模の大きい農家や集落営農ほど赤字が拡大し、経営危機に陥りかねない状況となります。このような状況のもとで、国民が安心して国内産のお米を食べ続けるためにも、水田が果たしている多面的な機能、環境と国土を守るためにも、地域経済の維持発展のためにも、農家の経営を下支えする政策はどうしても必要です。

欧米では当たり前になっている農業者戸別所得補償制度の復活を求める請願に対しての賛成討論といたします。

次に、請願第2号主要農産物種子法に代わる公共品質を守る新しい法律をつくる事を求める請願に対して賛成する立場から討論を行います。

これまで主要農産物種子法は、主要作物の品種改良を都道府県の公的機関が行い、良質で安価な種子を農民に供給してきた制度です。政府は種子法の廃止理由として、種子法は昭和27年に戦後の食糧増産という国家的要請を背景に、国、当道府県が主導して優良な種子の生産・普及を進める必要があると観点から制定と、いかにも古いものであるかのようによ述べています。生産資材を一円でも安く、農産物を一円でも高く、これが農業競争力強化プログラムの触れ込みです。その一環として主要農産物種子法の廃止を行うというものです。

農水省は、廃止の理由として、都道府県の開発した品種は民間企業が開発した品種よりも安く提供することが可能なことを挙げ、平等に競争できる環境を整備するために主要農産物種子法を廃止するとしています。生産資材を一円でも安くというスローガンに逆行して、種子価格を民間企業が10倍に引き上げて販売できる環境をつくるのが政府の言う平等に競争できる環境整備なのでしょうか。誰がもうけて誰が損をするのかは明らかです。

遺伝子を壊し、食の安心安全を破壊する主要農産物種子法の廃止は、日本の農業の農業を壊すとともに、多国籍企業の参入で高価格の種子市場となり、農産物の価格の高騰は、農業者だけではなく消費者とっても大きな問題です。

以上のことから、請願第2号の主要農産物種子法に代わる公共品種を守るための新しい法律をつくる事を求める請願に対して賛成討論といたします。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

これをもって討論を終結いたします。

次に、議第2号から議第13号まで及び議第22号から議第45号まで並びに請願第1号及び請願第2号について採決を行います。

まず、議第2号平成30年度野洲市一般会計予算について採決をいたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第2号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長（矢野隆行君） ご着席をお願いします。

起立多数でありますので、よって、議第2号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第3号平成30年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算について採決をいたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第3号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（矢野隆行君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第3号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第4号平成30年度野洲市後期高齢者医療特別会計予算について採決をいたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第4号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（矢野隆行君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第4号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第5号平成30年度野洲市介護保険事業特別会計予算について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第5号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長（矢野隆行君） ご着席願います。

起立多数でありますので、よって、議第5号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第6号平成30年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計予算について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第6号は、委員長の報告のとおり決すること

に賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(矢野隆行君) 到着席願います。

起立全員であります。よって、議第6号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第7号平成30年度野洲市墓地公園事業特別会計予算について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第7号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(矢野隆行君) 到着席願います。

起立全員であります。よって、議第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第8号平成30年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計予算について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第8号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(矢野隆行君) 到着席願います。

起立全員であります。よって、議第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第9号平成30年度野洲市工業団地等整備事業特別会計予算について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第9号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(矢野隆行君) 到着席願います。

起立全員であります。よって、議第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第10号平成30年度野洲市土地取得特別会計予算について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第10号は、委員長の報告のとおり決するこ

とに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(矢野隆行君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第11号平成30年度野洲市水道事業会計予算について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第11号は、委員長の報告のとおり決すること  
に賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(矢野隆行君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第12号平成30年度野洲市下水道事業会計予算について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第12号は、委員長の報告のとおり決すること  
に賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(矢野隆行君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第13号平成30年度野洲市病院事業会計予算について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第13号は、委員長の報告のとおり決すること  
に賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(矢野隆行君) ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第22号野洲市附属機関設置条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第22号は、委員長の報告のとおり決すること  
に賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（矢野隆行君）　ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第２２号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第２３号野洲市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第２３号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（矢野隆行君）　ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第２３号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第２４号野洲市看護学生修学資金貸付条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第２４号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（矢野隆行君）　ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第２４号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第２５号野洲市情報公開条例及び野洲市個人情報保護条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第２５号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（矢野隆行君）　ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第２５号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第２６号野洲市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第２６号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（矢野隆行君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第26号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第27号野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第27号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（矢野隆行君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第27号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第28号野洲市手数料条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第28号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（矢野隆行君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第28号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第29号野洲市国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第29号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（矢野隆行君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第29号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第30号野洲市総合体育館条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第30号は、委員長の報告のとおり決すること

とに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(矢野隆行君) 　ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第30号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第31号野洲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第31号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(矢野隆行君) 　ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第31号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第32号野洲市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第32号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(矢野隆行君) 　ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第32号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第33号野洲市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第33号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(矢野隆行君) 　ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第33号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第34号野洲市介護保険条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第34号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長（矢野隆行君） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第34号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第35号野洲市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第35号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（矢野隆行君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第35号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第36号野洲市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び野洲市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第36号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（矢野隆行君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第36号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第37号野洲市生活環境を守り育てる条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第37号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（矢野隆行君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第 37 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 38 号野洲市都市公園条例の一部を改正する条例について、採決いたします。  
お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第 38 号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（矢野隆行君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第 38 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 39 号野洲市営住宅条例の一部を改正する条例について、採決いたします。  
お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第 39 号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（矢野隆行君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第 39 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 40 号野洲市農業集落排水処理施設条例及び野洲市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第 40 号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（矢野隆行君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第 40 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 41 号野洲市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第 41 号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長（矢野隆行君） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第４１号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第４２号野洲市体育センター条例を廃止する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第４２号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長（矢野隆行君） 到着席願います。

起立多数であります。よって、議第４２号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第４３号野洲市市民活動支援センター条例を廃止する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第４３号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長（矢野隆行君） 到着席願います。

起立多数であります。よって、議第４３号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第４４号市道路線の認定及び廃止について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第４４号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（矢野隆行君） 到着席願います。

起立全員であります。よって、議第４４号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第４５号野洲市ほほえみやす２健康プラン（第２次）の策定について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第４５号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（矢野隆行君） 到着席願います。

起立全員であります。よって、議第45号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第1号農業者戸別所得補償制度の復活を求める請願について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は不採択ですので、原案について採決いたします。請願第1号は、原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

(少数起立)

○議長（矢野隆行君） ご着席願います。

起立少数であります。よって、請願第1号は不採択となりました。

次に、請願第2号主要農産物種子法に代わる公共品種を守る新しい法律をつくる事を求める請願について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は不採択ですので、原案について採決いたします。請願第2号は、原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

(少数起立)

○議長（矢野隆行君） ご着席願います。

起立少数であります。よって、請願第2号は不採択となりました。

暫時休憩いたします。再開を3時といたします。

(午後2時41分 休憩)

(午後3時01分 再開)

○議長（矢野隆行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

議第47号から議第51号、意見書第1号から意見書第5号についてを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（矢野隆行君） ご異議なしと認めます。よって、議第47号から議第51号、意見書第1号から意見書第5号についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

(追加日程第1)

○議長（矢野隆行君） 追加日程第1、議第47号から議第51号について、平成29年度野洲市一般会計補正予算（第12号）他4件を一括議題とします。

事務局長が議案を朗読いたします。

大藤事務局長。

○議会事務局長（大藤良昭君） それでは、朗読いたします。

議第47号平成29年度野洲市一般会計補正予算（第12号）他補正予算案件1件、議第48号野洲市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例他条例の改正1件、議第50号工事請負契約について（（仮称）三上こども園新築工事（建築主体工事））。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 議案の朗読が終わりましたので、市長の提案理由の説明を求めます。

山仲市長。

○市長（山仲善彰君） ただいま、当初提案いたしました議案全てに可決、お認めいただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、本日追加で提案いたしました議案の提案理由のご説明を申し上げます。

議案といたしまして、補正予算2件、条例改正2件、その他1件の合計5件につきまして、ご審議をお願いいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

議第47号平成29年度野洲市一般会計補正予算（第12号）につきましては、繰越明許費を定めようとするものです。

内容といたしましては、国の補正予算追加内示による担い手確保・経営強化支援事業補助金他6事業について、年度内に完了しないことから、総額で1億7,715万8,000円を翌年度に繰り越すものです。

議第48号野洲市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本議案につきましては、平成30年度の組織改編に伴い庶務担当課の変更を行う必要があることから、条例の一部を改正しようとするものです。

改正箇所につきましては、危機管理体制の強化を図るため、生活安全課所管業務を整理し、同課の廃止を行い、危機管理課を新設することに伴い、野洲市交通安全対策会議の庶務担当課を市民部生活安全課から市民部危機管理課に改正しようとするものです。

なお、本条例は、平成30年4月1日から施行するものです。

議第49号野洲市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、一般職の職員の給与に関する法律の改正を受け、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正が平成30年2月7日に公布、同年4月1日から施行されることに伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の算定の基礎となる額の加算額及び加算対象区分の改正を行うものです。

なお、本条例は、平成30年月1日から施行するものです。

議第50号工事請負契約について（(仮称)三上こども園新築工事（建築主体工事））についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、野洲市幼保一元化方針及び幼稚園・保育所施設整備計画に基づき、三上139番地他に（(仮称)三上こども園を整備するため、新築工事を行うものです。

工事請負契約につきましては、去る3月1日に執行いたしました一般競争入札の結果、請負金額3億1,644万円、請負人を辻寅建設株式会社守山営業所営業所長、木村栄作と定め、工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項、第5項及び野洲市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

最後に、議第51号平成30年度野洲市一般会計補正予算（第1号）につきましては、145万1,000円を追加するものです。

補正内容につきましては、地方自治法の規定に基づく議員の被選挙権に対する資格決定要求に関する議員発議を受けて条例に基づき設置された資格審査特別委員会の審議結果により、地方自治法第100条第1項の調査権限を有する委員会の設置に係る同委員会の調査、審査等、運営に要する経費について議長から予算措置の要請があったことから、追加提案をするものです。

以上、ご審議、ご採決賜りますようお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。

○議長（矢野隆行君） これより、ただいま議題となっております議第47号から議第51号について、質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（矢野隆行君） 質疑がないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

次に、ただいま議題となっております議第47号から議第51号については、会議規則

第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(矢野隆行君) ご異議なしと認めます。よって、議第47号から議第51号については、委員会付託を省略することに決しました。

次に、議第47号から議第51号について討論を行います。

討論はございませんか。

暫時休憩いたします。

(午後3時09分 休憩)

(午後3時14分 再開)

○議長(矢野隆行君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

討論通告書が提出されましたので、順次発言を許します。

まず、16番、北村五十鈴議員。

○16番(北村五十鈴君) 第16番、北村五十鈴です。

議第51号平成30年度野洲市一般会計補正予算(第1号)に対して、反対の立場で討論いたします。

今回提出されている予算145万1,000円は、私の議員資格決定調査に要する経費として議長から要請が出ているものですが、どうしてこんな経費が必要なのでしょう。市民の大切な税金をこんなことに使うことが果たして許されるのでしょうか。いったい何を目的にされているのか。

私が西河原に住んでいないことを市民の声を受けて調査するものなら、野洲市議会慣例になっておりますとおり、市民からの声があれば、まず、議長の当該議員の聞き取り、今回なら私への聞き取り、事情説明を求めていただければ、私は素直に面接、対応したと考えますし、その上で、私の生活状況に問題があり、公職選挙法に違反していたとしたら、私は生活改善または自ら辞職したと思います。

しかし、最初から本当の目的は私をやめさせることであり、議長はそのための問題になっている市民の声を使って自作自演の文書をつくり、西河原自治会においては公印を求め等行き過ぎた職責の活動、ゆえに、この文書、これは直訴であります。誠実で公平でなくてはならない議長としてのあるまじき行いであると考えます。市民の声だから、市民からの資料提供だからという二転三転する議長の苦しい答弁、それも長年にわたる西河原に

お住まいの迷惑行為を繰り返しておられる住人と結託して、市民、自治会を巻き込んで行われている行為は問題であると考えます。

どうか正気を失われているこの乱暴な議会運営を正していただき、大切な予算審議のこの時期、まちづくりを考えると、議会としてのなすべき仕事がいっぱいあるはずです。その上でも私の調査を求めて下さっている市民の声があるのなら、文書がパソコンで打てなくても、手書きでも何ら問題はないと思いますし、堂々と私には氏名等を述べていただき、ご本人との市議会での話し合いを設定していただければ、私はいつでもお受けいたします。

税金は一円でも無駄に使ってはならず、議会として他に手だてがあるものを飛ばしてこのような進行は、特に女性においては決して納得いただけるようなことは難しいと考えます。迷惑行為を繰り返しておられる住人は、必ず西河原の仲間で解決していきたいと思っておりますので、野洲市議会がこんな方に手をかすようなことは即今やめていただきたいと考えます。

議長は命と暮らしを守る公明党の立派な志のある先輩議員であります。どうかこのような無駄な予算要請は取り下げてくださいたいと考えます。よって反対いたします。

○議長（矢野隆行君） 次に、第4番、橋俊明議員。

○4番（橋 俊明君） それでは、ただいま提出されました議第51号平成30年度野洲市一般会計補正予算（第1号）につきまして、賛成する立場で討論をさせていただきます。

昨日の委員会におきまして、資格審査特別委員会に基づく私の発議に北村議員並びに議員2名は退席されました。今おっしゃった正々堂々たる議論がございましたら、なぜその場で弁明をされなかったのか。私は到底信じられません。そこまでおっしゃるのならば、堂々と議論を述べるべきだと思います。

また、今おっしゃいました議長の捏造に関連する件につきましては、虚偽の告発文書作成に関わったということで、政治倫理審の審査請求書が2日に出されました。それは議会運営委員会におきまして、きちっと北村議員が述べました2名の方の意見を聞かせていただきました。その結果は却下されたものでございますので、そうしたものは今までの経過で明らかでございます。私がこの申し立てを申請されました3名から意見を聞かせていただきました。北村さんは実際住んでおられない。何が一番憤りを感じるか。貴重な税金を実際住んでおられない方に出す、この行為が私どもは許されないということをはっきり言われました。

そういったことを踏まえまして、私どもはきちっと賛成という意思を持って賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

これをもって討論を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

お諮りいたします。

まず、議第４７号平成２９年度野洲市一般会計補正予算（第１２号）については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（矢野隆行君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第４７号は原案のとおり可決されました。

次に、議第４８号野洲市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（矢野隆行君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第４８号は原案のとおり可決されました。

次に、議第４９号野洲市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（矢野隆行君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第４９号は原案のとおり可決されました。

次に、議第５０号工事請負契約について（（仮称）三上こども園新築工事（建築主体工事））は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（矢野隆行君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第５０号は原案のとおり可決されました。

次に、議第５１号平成３０年度野洲市一般会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（矢野隆行君） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第51号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

（午後3時23分 休憩）

（午後3時25分 再開）

○議長（矢野隆行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（追加日程第2）

○議長（矢野隆行君） 追加日程第2、意見書第1号から意見書第5号まで、働き方改革関連法案の提出断念を求める意見書（案）他4件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

意見書第1号、第13番、工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） 第13番、工藤義明です。

働き方改革関連法案の提出断念を求める意見書（案）についての概略を申させていただきます。

内容については、皆さんのお手元にあるかと思えます。そちらを参照願います。

安倍政権は、裁量労働制の対象拡大は、でたらめなデータもあり、先送りとなりました。しかし、高度プロフェッショナル制度については、働き方改革一括法案で成立を図ろうとしています。この高プロ、残業代ゼロ制度とも言われ、高度専門知識を持つ労働者に対し、労働時間規制適用を除外する前代未聞の働き方にするものです。また、時間でなく成果で評価するとも言われていますが、成果主義賃金は現行法で幾らでも可能であり、新たな法律は必要ありません。

簡単ですが、以上をもちまして、関連法案の提出断念を求めるものです。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 次に、意見書第2号及び意見書第5号について、続けて、第14番、野並享子議員。

○14番（野並享子君） 第14番、野並享子です。

意見書第2号子どもの医療費等の負担軽減に関する意見書について、趣旨説明をいたします。

子どもの医療費、小学校1年生になった途端に3割負担という状況で、県下の中でも小学校6年生まで、また、中学卒業まで、高校卒業までというような形で医療費無料にとい

う自治体があります。要するに全国的にこういったことがばらばらになっているということで、国の責任において統一的な子どもの医療費助成制度を創設することというのを求めています。

もう一つが、国民健康保険制度で均等割というのがあります。子どもが多ければ多いほど保険料が上がっていく。社会保険では子どもが多くても保険料は同じです。そういった意味におきまして、この国民健康保険の均等割に関して、子どもの数がふえればふえるという状況ではない負担軽減を求めていくということで、全国知事会や、また、東京都議会でもこういった意見書が国に対して上げられているということですので、上げていきたいと思えます。

それと、もう一つ、意見書第5号の森友疑惑の徹底解明を求める意見書（案）であります。

この森友学園との国有地の取引で財務省が決裁文書を改ざんして国会に提出したという問題は、公文書偽造の犯罪であります。さらに、行政府が立法府に対して1年以上にも欺き続けた、うそをそのまま続けたという、これはもう国民に対しても欺いてきたということでもあります。国会の中でこのようなことがまかり通るのであるならば、国会の審議はうその上での審議ということになってしまいます。このような三権分立を揺るがすことに対しては、徹底した真相解明が必要です。

なぜ改ざんしたのか、なぜ8億円も値下げしたのか、佐川前財務局長だけでなく、関係した方々の証人喚問が必要です。27日に佐川前財務局長の証人喚問が行われます。たった4時間ということです。これで幕引きを図ってはならないと思えます。佐川氏のみでなく、徹底して国民に解明をしていくためにも、徹底したこの徹底解明を求める意見書をぜひ上げていきたいと思えますので、議員の皆さんのご賛同、よろしく願いいたします。

○議長（矢野隆行君） 次に、意見書第3号及び意見書第4号について、続けて、第15番、東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 第15番、東郷正明です。

最初に、農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書に対しての説明をします。

米価が生産費を下回る水準に達し、多くの稲作農家がこれでは米づくりは続けられないという状況が生まれています。平成25年度までは1万5,000円の交付金も、平成26年度から経営所得安定対策として7,500円まで引き下げられました。

その上、今年平成30年度よりこの制度が廃止されてしまいます。今こそ真に農業経営

を下支えする政策の確立が急務であります。食料自給率引き上げ、生産費を補う農業者戸別所得補償制度を復活させて、国民の食料と地域経済、環境と国土を守ることを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

議員各位の賛同をよろしくお願いします。

次に、意見書第4号の主要農産物種子法に代わる公共品種を守る新しい法律をつくる事を求める意見書に対しての説明を行います。

これまで日本の食と農を支えてきた主要農産物種子法が、2018年、この3月に廃止されます。しかし、この種子法の廃止によって、長期的にはグローバル企業が種子市場を支配していく懸念も指摘され、それらは日本の食の安全、食料主権が脅かされることに、生産者だけではなく消費者にとっても大きな問題です。兵庫県では種子を守るための新しい条例をつくられています。国におかれましても、公共品種を守るため、新しい法律が必要でありますことから、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

以上、2つの意見書に対して、地域の農民の声を国に届けることが大事でありますから、この意見書に議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（矢野隆行君） これより、ただいま議題となっております意見書第1号から意見書第5号までについて、質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（矢野隆行君） 質疑がないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております意見書第1号から意見書第5号までについては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（矢野隆行君） ご異議なしと認めます。

よって、意見書第1号から意見書第5号までについては、委員会付託を省略することに決しました。

次に、ただいま議題となっております意見書第1号から意見書第5号までについて、討論を行います。

討論通告書が提出されていますので、これを許可いたします。

まず、意見書第1号について、第2番、山崎敦志議員。

○2番（山崎敦志君） 第2番、山崎敦志です。

働き方改革関連法案の提出断念を求める意見書（案）に対する反対の討論を行います。

本案にある高度プロフェッショナル制については、一定の水準以上の所得のある労働者を対象に、仕事の仕方、時間の配分を自ら決めて、時間でなく成果で評価される働き方を選ぶ制度として導入されるもので、健康管理の観点から、在社時間、事業所外で働いた時間の全部を健康管理時間として把握することを使用者に求められています。

また、労使が合意すれば、上限なく時間外労働が可能となる現行の仕組みを改め、36協定でも超えてはならない罰則規定を付け、時間外労働の限度を設けています。具体的には、時間外労働の上限を月45時間、かつ、年360時間と法律で明記し、労使が合意した場合でも上回ることはできない上限を設けるなど、労使合意を踏まえ、可能な限り時間外労働を短くするため、新たに労働基準法に基づき時間外労働を適正化するための指針を定め、国が使用者及び労働組合等に対し必要な助言、指導を行えるとしている。

今回の改革は長時間労働に対する規制を強化するものであり、現在可能な水準として労使が合意に達した内容であり、加えて、勤務時間インターバル制度についても普及に努められます。働き方改革関連法案を早期に提出し、法案の成立が必要と考えています。

議員各位のご賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 次に、第14番、野並享子議員。

○14番（野並享子君） 第14番、野並享子です。

意見書第1号働き方改革関連法案の提出断念を求める意見書（案）に対して、賛成討論を行います。

政府が今国会に働き方改革関連法案を提出して、議論がされております。本来独立した法律8本を一緒に提出をいたしました。1つは裁量労働制の拡大、2つ目が高度プロフェッショナル制度、いわゆる残業代ゼロ法案、3つ目が時間外労働の限度を1カ月100時間未満というのを労基法に明記するという改正、その他、インターバル制度の普及や同一労働同一賃金などが出されております。

この裁量労働制のほうが労働時間が短いという、これはでたらめなデータを国会に出して各野党から追及される中で、裁量労働制のところは削除をいたしました。しかし、断

念したわけではありません。1年後に引き延ばしていくとかいうことも言われております。

また、高度プロフェッショナル制度は、特別な職種で年収1,000万以上というようなことを言っていますが、しかし、労働者派遣法でも、当初は特別な職種と言っていたのが、今や製造業の労働者にまで拡大し、労働環境が劣悪な状況となっています。今回のこの制度も、年収の緩和や、また、職種を広げるということを経団連の会長は発言をしていますから、行く行くはほとんどの労働者が残業代ゼロという状況になります。

さらに、時間外労働の改正も労基法に過労死ラインを超える1カ月100時間未満というのを明記することになっています。現在、厚労省の大臣告示の基準は、週15時間、1カ月45時間、年間360時間となっており、この基準を超えた時間数を法律で明記するようなことになるならば、さらに過労死を生み出してしまいます。

今回、国会に、子どもが過労死で亡くなったり長時間労働で鬱病を発症し自殺した子どもの両親が参考人として話されておられます。このようなことを繰り返さないために、今回出されている働き方改革関連法案、一旦取り下げて、そして、1本ずつ審議すべき内容、本当に働き方改革になるようなインターバルの規制をしていくとか、もっときちっとしたそういった改革をしていかななくてはならないと思います。

今、審議中であります働き方改革関連法案、この提出断念、取り下げをされることを求める意見書の提出に対しての賛成討論といたします。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 次に、意見書第2号について、第1番、東郷克己議員。

○1番（東郷克己君） 第1番、東郷克己です。

子どもの医療費などの負担軽減に関する意見書(案)に反対の立場から討論いたします。

個人的立場からすれば、誰も自己負担が小さい方がよいことは言うまでもありません。しかし、国として統一的な子どもの医療費助成制度を設けるなどの政策は、国民医療費が年々増加し国家財政を圧迫している状況下では財政への影響が大きく、また、財源の問題や医療費の質を維持しつつ、ふえ続ける医療費を抑制しようとする他の政策、施策との整合性にも問題があります。この政策は、子育て世代の短期的利益にはなりますが、国民全体の利益にならないばかりか、長期的には子育て世代の将来負担の増大も招きかねません。

また、国民健康保険の均等割保険料の負担軽減については、被保険者の数に応じ一定の負担を求めることを基本としつつ、所得の低い世帯には、被保険者の数が多いほど保険料の軽減判定所得額を高く設定する仕組みが既に導入されており、平成26年には低減措置

の対象が拡大されています。さらに、平成30年度からは、子どもの被保険者数に応じた国保への財政支援拡充も実施予定です。

財政や施策間のバランス、国と地方の役割分担など、総合的見地から個別の施策を立案、実施することが重要であり、現にこれらに配慮しつつ、意見書の趣旨である子育て世代の負担軽減にも既に取り組みられています。

以上の理由から、子どもの医療費などの負担軽減に関する意見書案に反対いたします。

議員各位のご理解とご賛同をお願いいたします。

○議長（矢野隆行君） 次、第15番、東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 第15番、東郷正明です。

意見書第2号の子どもの医療費の負担軽減に関する意見書に対して、賛成の立場から討論を行います。

子どもの医療費の負担軽減のための就学後の助成制度は、自治体の各市町村によって制度が異なり、統一されていないのが実情です。本来、医療は、どこに住んでいても同じ条件で医療が受けられる、平等の統一した医療費助成制度が必要です。これまでは自治体独自の施策で医療の助成制度も行われてきましたが、国はペナルティーを付けるということを行ってきました。本来は国の責任で子どもの医療費の助成制度を行い、安心して子どもが育てられる環境づくりをしていくことが緊急の課題として求められています。

また、子どもの均等割保険料の軽減措置の実施が多くの子育て世代のお母さんやお父さんから求められています。参議院厚生労働委員会の議論の中で、日本共産党の小池晃参議委員議員が、応益性、特に均等割が子どもの数がふえていくほどふえていく、つまり、子どもがふえるほど保険料が上がっていく、これって子育てに対する逆行じゃないですか。人頭税ですよ。これ、制度の見直しが必要じゃないですかという質問を出したのに対し、厚生労働大臣は、子どもに係る均等割保険料の軽減措置の導入については地方から多くの提案が行われていますとして、引き続き検討しようとしているということになっていると、いうことを答弁しています。

所得割保険料の算定において、子育て世帯に控除を行っても、所得が低く子どもが多い世帯にとっては、軽減基準所得が33万以下で7割軽減されたとしても、均等割保険料医療分と後期高齢者支援分を合わせた3割が、子どもが1人ふえるごとに負担増となります。しかも、後期高齢者支援分というのは後期高齢者医療制度を支援するための保険料ですから、全ての被保険者が対象となり、所得のないゼロ歳の子どもから負担させるというのは

大きな問題です。

安心して子育てできる統一的医療の助成制度と国民健康保険制度における子どもの均等割保険税の負担軽減は、少子化対策としても有効であり、子育て応援で暮らしと地域の活性化に不可欠な施策であることから、賛成討論とします。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（矢野隆行君） 次に、意見書第3号について、第4番、橋俊明議員。

○4番（橋 俊明君） それでは、意見書第3号農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書（案）に反対の立場から討論をいたします。

現在、我が国の農業、そして、我々野洲市の農業も大きな岐路に差しかかっております。農業が抱える最大の課題とも言えるのが後継者問題で、農業者の平均年齢が66歳を超える中、農業の活性化が切望されております。こうした農業の現状を確認した上で、旧農業者戸別所得補償制度を検証すると、離農者の抑制という点では一定の効果があったものの、全ての販売農家を対象に交付金を支払ったこの制度は、農地の集積ペースを遅らせ、農業の活力をそぐなど、多くの問題が見られたことから、29年度産までの措置となりました。

今、農政に必要なことは、生産性の高い農業への転換であり、農業の成長産業化に向けた取り組み、意欲がある若者等の農業への参入を後押しすることです。

以上の理由から、活力ある農業への取り組みに逆行すると思われる農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見に反対し、討論といたします。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（矢野隆行君） 次に、第13番、工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） 第13番、工藤義明です。

意見書第3号農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書（案）に賛成の立場で発言いたします。

現在の食生活において主食の米消費が落ちているとはいえど、私たち日本人にとってはなくてはならないお米です。日本政府は家族農業を排除し、国民の食の安全安心、安定供給に対する責任を放棄しようとしています。

2018年度に米の需給価格の安定を目的とした国による生産数量目標の配分を廃止し、あわせて、稲作経営を支えてきた米の直接支払交付金も廃止されます。これで20ヘクタールの主食用米生産で150万円も減収することになり、このままでは農家の方たちはお米づくりを続けていけません。しかも、こうした農業政策のもとで、農家の経営が成り立

たないのは農協の責任だと言って、政府、財界は農協改革を迫っています。悪政のツケを農協に責任転嫁して、さらに、協同組合の運営、事業に介入するなど、許すことはできません。

2009年総選挙は、米価問題や農業が大きな争点となり、自民党農政に厳しい審判が下され、戸別所得補償制度を掲げてきた民主党政権が発足し、2010年には10アール当たり1万5,000円のモデル事業が始まったものです。自由化を前提にするなどの弱点はあったものの、1万5,000円の固定払いと生産費を基準に価格下落時に補填する変動払いから成り、低価格に苦しむ生産者から歓迎されました。

しかし、この制度をばらまきと攻撃して廃止を掲げた自民党が、2012年、総選挙で政権に復帰し、安倍政権の発足と軌を一にして米価は下がり続けました。農水省が何ら対策をとらなかったことから、2014年産米は各地で概算金が1万円を下回るなどの事態が相次ぐなど、40年前の水準まで大暴落しました。15年産米からの飼料用米生産の拡大による需給調整効果で米価は一定の上昇を見ましたが、生産対策のみで16年産の豊作による過剰対策を実施しないことから、市場価格の先安感が続いています。

長年、国も悪戦苦闘して行ってきた生産調整と過剰対策を放棄し市場任せにすれば、産地間競争の激化と米価下落を招くことは間違いありませんし、少しの過剰で大きく下落し、少しの不足で価格は高騰します。過剰対策もなく市場任せにして、売れるものを売れるだけつくればよいという政策で米の価格と需給の安定を実現できるなどというのはごまかしでしかありません。

私たちはこうした政府の無責任な姿勢を改めさせて、米の需給と価格の安定に政府が責任を持つことを求めます。そして、家族農業を守り、安全安心な日本の農畜産物を守るために、農業者戸別所得補償制度の復活を求めるものです。

ぜひ議員の皆さん方のご賛同をお願いいたします。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 次に、第9番、田中陽介議員。

○9番（田中陽介君） 第9番、田中陽介です。

最後の討論ですので、もうしばらくおつき合い下さい。

農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書について、反対の討論をいたします。

私は現在、野洲市青年農業者クラブに所属しておりまして、また、南びわこ青年農業者連合会の役員もしております。その中で感じることは、日本の農業は農業政策にとっても振

り回されているということです。戸別所得補償制度のような直接支払いは欧米にまねて行った政策なんです、日本の農業は欧米のように集約が進んでおらず、平均面積は欧米の20分の1以下であります。今も中間管理機構や人・農地プランなど、集約化のための政策が進められておりますけれども、しかしながら、平地が少ない日本という国の中で大規模集約には限界があります。欧米モデルがそのまま当てはまると思えません。戸別所得補償制度は一定の効果はありますが、場当たりの、意欲、実力のある農業者の新規就農や集約を阻害するものになりかねません。大規模化が向いている平地、向いていない中山間地、それぞれに違う制度が必要です。

しかし、そのような中でも、優秀な農業者は優良な経営をしておりますし、有望な若手農家もたくさん生まれてきています。国はそうした新しい力に対してどれだけサポートをしていけるかということだと思います。所得補償がなくなり、競争力のない農家が維持できなくなっている。これは事実ですけれども、ある意味では転換期になっている、そう言えます。そうした維持困難な農家の人的資源や農的資源を地域で先進的にやっている農家が集約、吸収していくことは、新たな農業経営の形が見えてくるのではないかと感じております。

私は戸別所得補償制度を含めたこれまでの農業政策ではなくて、より日本の風土に合った独自の制度設計が必要だと感じます。それは多機能的な農村田園機能を維持するために、自給農家や小規模特化型農家、半農半Xなど、多様な形を維持していきながら、一方では、環境対策の規制などをかけながら経営が安定した大規模専業農家や農業法人を育てていくこと、官僚の天下り先が潤うような政策ではなくて、これからの日本の農業を支えていくそうした方々に対してきっちりお金が回っていくこと、地域がしっかりと地域の農業ビジョンを持てるような政策が必要と考えます。本来そういったものとセットに直接支払制度があるべきだと考えております。

ですので、どちらかといえば現状維持を目的とした従来の戸別所得補償制度の復活には私は賛同できないので、当該意見書への反対の討論とさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 引き続き、意見書第4号について、第9番、田中陽介議員。

○9番（田中陽介君） 続けて、第4号主要農産物種子法に代わる公共品種を守る新しい法律をつくる事を求める意見書に賛成の討論をさせていただきます。

種子は、まさに命そのものです。我が国の基本作物である主要農作物、その種子の国内自給の確保及び食料安全保障に多大な貢献をしてきた主要農産物種子法という極めて重大

な法律は、最近における農業をめぐる状況の変化に鑑み、主要農産物種子法を廃止する必要がある、これがこの法律案を提出する理由であるという一文だけの提出理由で急遽浮上し、わずかな質疑時間で採決されるというあっけない展開で廃止が決定されました。

背景には、公共種子、農民種子をグローバル企業開発の特許種子に置きかえようとする世界的な種子ビジネスの攻勢があります。メキシコでは、NAFTAによって主要作物であるトウモロコシ種子、その種子のGM化が進み、多くの貴重な在来種が失われ、農業者はグローバル企業から高価な種を買わざるを得ない状況に陥りました。また、交配による遺伝子特許侵害、その裁判が行われて財産を失った、そうした事例も多くあります。このように、種を民間に委ねる危険性というのは農業者の権利や地域の多様性に関わる問題です。だからこそ今まで種子法というものがあつたと認識しております。

滋賀県におきましては、今月12日、新たに県独自の要領を策定し、原種の保管など、これまでの取り組みを継続する方針を明らかにし、法の廃止に伴う影響を懸念する農家の要望に応えるということですがけれども、法的な裏付けはなくなります。国家においても地方においても、予算を付けるには法的な裏付けが必要となります。原種の保管や地域品種の開発などを先細りさせていかないためにも、グローバル企業から在来種、固定種を守る意味でも、本当の意味で多様な国土の風土文化によって続いてきた多様な種子を守る新たな法律の制定が必要だと私は思いますし、それが農業者を守る、食を守る、国を守ることにつながるものと考えます。

以上、当意見書への賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

これをもって討論を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

お諮りいたします。

意見書第1号働き方改革関連法案の提出断念を求める意見書（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

○議長（矢野隆行君） ご着席願います。

起立少数であります。よって、意見書第1号は否決されました。

次に、意見書第2号子どもの医療費等の負担軽減に関する意見書（案）は、原案のとおり

り可決することに賛成の方の起立を求めます。

(少数起立)

○議長（矢野隆行君） ご着席願います。

起立少数であります。よって、意見書第2号は否決されました。

次に、意見書第3号農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(少数起立)

○議長（矢野隆行君） ご着席願います。

起立少数であります。よって、意見書第3号は否決されました。

次に、意見書第4号主要農産物種子法に代わる公共品種を守る新しい法律をつくる事を求める意見書（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(少数起立)

○議長（矢野隆行君） ご着席願います。

起立少数であります。よって、意見書第4号は否決されました。

次に、意見書第5号森友疑惑の徹底解明を求める意見書（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(少数起立)

○議長（矢野隆行君） ご着席願います。

起立少数であります。よって、意見書第5号は否決されました。

暫時休憩いたします。

(午後4時08分 休憩)

(午後4時18分 再開)

○議長（矢野隆行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

ここで、教育長より発言を求められておりますので、これを許します。

西村教育長。

○教育長（西村 健君） 議長のお許しをいただきましたので、再任にあたりまして、ご挨拶申し上げます。

さて、先日は山仲市長より本市教育長として引き続きご推挙いただき、市議会の皆様全員のご同意をいただきましたことに、改めて深く感謝申し上げます。ありがとうございます。

す。皆様の信託に応えられますよう精いっぱい務めますので、どうぞご指導のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、ここで、私の教育に関する考えを少しお話しさせていただきたいと思います。

私は旧の中主町に生まれ、大学から大阪へ出まして、そのまま大阪の中学校の社会科の教員となりました。そして、38歳で滋賀県へ、人事交流という仕組みがありますが、それで戻ってまいりまして、隣の近江八幡市で中学校や教育委員会を19年間経験してまいりました。最後は、ここ野洲市の野洲小学校の校長として3年間勤務いたしました。定年後は、指導員としまして野洲市教育委員会で2年間学校や園を回って、その支援をしてきたところでございます。

私はこの間、いわゆる問題行動や低学力あるいは不登校など、特に課題の重い子どもたちの多い学校で過ごしてまいりました。また、サラ金に追われて突然着の身着のまま転校してきた子どもがおったり、また、虐待あるいは貧困の中で必死にもがいている子どもたちにも関わってまいりました。一方で、こうした子どもたちと共に視聴覚教育や人権教育で1,000人を超える参加者を集めた研究集会を開くなど、教育内容の面でも研究を進めてまいりました。

このような中で、私は学校や園の教育で大事にしたいことが2つあります。それは、まず1つは、子どもたちに物事を深く広く考える力という、そういう意味での学力を付けるということです。また、もう一つは、人と関わる力を付けるということです。ますます複雑化する現代社会で子どもたちに多様な人間関係を切り開いていく力を付けることは、子どもたちが自分の力でたくましく生きていく力となると考えています。

そして、もう一方の大人を中心とした生涯学習に関わりましては、興味深い数字がございます。それは、昨年12月に日本の平均寿命の都道府県ごとのランキングが発表されたことです。ご承知のように日本の平均寿命は世界一というふうになっています。その中で、滋賀県は男性が第1位、それから、女性が4位という発表がありました。

ところが、先月発表されました健康寿命、いつまで健康でいられるかというそういう寿命のことでありますが、こちらは滋賀県の男性が16位、そして、女性に至っては42位という結果でございました。平均寿命と健康寿命の開き、つまり、滋賀県は全国で見てもその差が非常に大きい県であると言えるかなというふうに捉えています。この差を少しでも縮めること、そこに生涯学習、生涯スポーツの大きな役割があると考えております。

元気で安心なまち野洲を伸ばしていくために、高齢者はもちろんですが、全ての市民の

方が日常的な生涯学習や、あるいは生涯スポーツに関わってその推進と、それから、そういうことも含めた文化のまちづくりを進めること、それが大事ではないかなというふうに捉えております。

以上のことを大事にしながら、私は教育長として教育行政を精いっぱい務めたいというふうに考えておりますので、議員の皆様、また、市民の皆様のご支援、ご指導をよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で終わりたいと思ひます。ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（矢野隆行君） 次に、市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

山仲市長。

○市長（山仲善彰君） 平成30年第1回野洲市議会定例会の閉会にあたりまして、ご挨拶申し上げます。

本定例会は、去る2月27日から本日に至りますまで25日間でした。平成30年度当初予算をはじめ、多くの重要案件につきまして、慎重かつ厳正にご審議の上、全ての議案について原案のとおりお認めをいただき、誠にありがとうございます。

本定例会の代表質問、一般質問、また、議案質疑を通じて、野洲市民病院整備事業、道路施策、健康福祉施策、教育施策、農業施策など、さまざまな重要な分野における施策に対しまして貴重なご意見やご提案をいただきました。これらを真摯かつ建設的に受けとめ、今後の野洲の元気と安心を伸ばすまちづくりに活かしてまいります。お認めいただきました新年度予算に基づき、市民の皆様、また、職員と力を合わせて野洲の元気と安心を伸ばす取り組みを一層進めてまいります。

特に重点事業といたしまして、平成33年春の新病院の開院に向けて実施設計や体制整備を進めてまいります。また、平成31年度からのコミュニティーバスの2路線拡充の準備なども進めてまいります。その他、継続事業として野洲駅北口広場周辺整備事業、クリーンセンター関連の熱利用施設整備事業、国道8号野洲栗東バイパスや県道大津湖南幹線など、道路交通ネットワークの充実なども引き続き進めてまいります。

また、(仮称)三上こども園の整備、保育人材バンク、潜在保育士の復帰支援補助、特別支援教育の充実、老朽化が著しい中主小学校と野洲北中学校の施設整備、高齢者の住み慣れた地域での生活を支えるため生活支援体制整備事業を進めてまいります。

さらに、新たな事業として、市民サービスセンターに市民生活相談窓口を開設するとと

もに、市民活動を支援するための市民活動支援機能を移転し、安心と活動を伸ばす取り組みを行います。

なお、市民活動支援機能の移転に関しましては、利用の実態を踏まえ、機能の維持・増強を前提に半年余り丁寧に検討を行い、利用者には個々に情報提供を行いながら、また、昨年12月には議会全員協議会においてあらかじめ方針をお示しした上で進めてきたものです。都市機能誘導拠点への移転集約により、一層機能が発揮されると考えております。

社会保障費の伸びや交付税の減額、また、国主導の制度変更も目まぐるしい状況であります。市民の皆さんの課題解決に適合する政策展開及びこれまでどおり透明、公平、公正の確保と市民参加を基本といたしまして良質なサービスを効果的に提供する取り組みを進めてまいります。

季節はにわかに春めいてまいりましたが、議員の皆様にはご多忙のことと存じますが、お体ご自愛の上、市民福祉の向上と市発展のために一層のご活躍をいただきますことを心からご祈念申し上げまして、閉会にあたってのご挨拶といたします。誠にありがとうございました。

○議長（矢野隆行君） 以上で、平成30年第1回野洲市議会定例会を閉会いたします。大変お疲れさまでございました。（午後4時27分 閉会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

平成30年3月23日

野洲市議会議長 矢野 隆行

署名議員 橋 俊明

署名議員 坂口 重良